

大和市社会福祉法人の設立認可及び指導監査等に関する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第25号

大和市社会福祉法人の設立認可及び指導監査等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市における社会福祉の増進を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立に係る定款の認可及び定款の変更の認可、法第56条の規定に基づき本市が実施する法人に対する監督（以下「指導監査」という。）の実施等に関し、法及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事前指導等)

第2条 法人の設立に係る定款の認可を受けようとする者は、法第31条の規定による申請（以下「認可申請」という。）をする前に、法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類、社会福祉法人設立計画概要、経理規程等法人運営に係る規程その他市長が必要と認める書類（以下「申請書類」という。）を提出し、あらかじめ市長に相談（以下「事前相談」という。）をしなければならない。

2 市長は、事前相談を受けたときは、必要に応じて法及び法に基づく命令その他関係通知によって定められている基準並びに次に掲げる事項（以下「認可基準」という。）に基づき事前指導を行うとともに、申請書類を取りまとめ、その概要を別に定めるところにより設置する大和市社会福祉法人設立認可審査会に提示し、その意見を聴くものとする。

- (1) 法人の理事の2分の1以上が神奈川県に住所を有し、かつ、当該理事の1人以上が本市に住所を有すること。
- (2) 法人の理事のうち1人以上は、法人の行う社会福祉事業と同種又は類似の事業について知識経験を有すること。
- (3) 法人の監事のうち1人以上は、神奈川県に住所を有すること。
- (4) 法人の名称は、当該法人の行う社会福祉事業に適した名称とし、神奈川県内に同一名称の法人等がないこと。
- (5) 法人の施設配置は、神奈川県及び本市の総合計画等との調整が図られた適正なものであり、かつ、当該施設配置に対し地域住民の協力及び理解が得られていること。

3 第1項に規定する事前相談及び第2項に規定する事前指導は、法第43条に規定する定款の変更について準用する。

(審査)

第3条 市長は、認可申請を受けたときは、認可基準に基づき審査を行うものとする。

2 前項の規定は、法第43条に規定する定款の変更について準用する。

(指導監査の実施)

第4条 市長は、本市における法人の運営の実情を踏まえ、指導監査として、法人の運営状況等について調査又は検査するものとする。

2 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とし、一般指導監査は、定期指導監査及び臨時指導監査とする。

3 定期指導監査は、原則として次に定めるところにより行う。

(1) 定期指導監査は、法人本部の運営について実地により実施する。

(2) 定期指導監査は、毎会計年度1回実施する。ただし、当該定期指導監査の結果に特に問題が認められない法人に対しては、2会計年度に1回（当該法人のうち別に定める要件を満たすものについては、4会計年度に1回）実施するものとする。

(3) 新たに設立された法人については、設立年度中又は次年度の早期に実施する。

4 臨時指導監査は、法人の運営等に問題が発生した場合、通報、法施行規則第9条第2項に規定する現況報告書（以下「現況報告書」という。）の確認の結果等で問題が発生しているおそれがあると認められる場合に、実地により随時実施する。

5 特別指導監査は、運営等に重大な問題を有する法人を主な対象として、実地により随時実施する。

6 指導監査において重大な問題が認められた法人に対しては、改善を要する事項（以下「改善事項」という。）の改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施するものとする。

7 臨時指導監査及び特別指導監査の実施時期、実施方法、実施内容等については、その都度定める。

(指導監査の実施方法)

第5条 市長は、指導監査対象法人の運営状況をあらかじめ把握するため、当該法人に対し、指導監査の前に、社会福祉法人指導監査提出資料を提出させるものとする。

2 市長は、指導監査の実施に当たっては、必要に応じて神奈川県その他の機関に対して必要事項の照会及び調査を行うことができる。

(指導監査結果の通知等)

第6条 市長は、指導監査の結果、改善事項を認めた場合は、当該法人に当該事項を口頭又は文書により指摘するものとし、文書により指摘するときは、市長が定める期日までに当該改善事項及びその改善措置について記載した改善状況の報告書並びに市長が必要と認める書類（以下「報告書等」という。）を提出するよう通知するものとする。

2 前項の通知を受けた法人（以下「被監査法人」という。）は、報告書等を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、改善状況を確認するために、再度指導監査をすることができる。

3 被監査法人は、報告書等の内容に変更があったときは、変更した改善措置について記載した報告書等を市長に提出しなければならない。

（指導監査結果等の公表）

第7条 市長は、法人及び施設の概要、指導監査結果の概略等公表する情報を取りまとめ、被監査法人に確認の上、これを公表するものとする。

（現況報告書等の提出）

第8条 法人は、毎会計年度終了後3月以内に、現況報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書
- (5) 翌会計年度の事業計画書
- (6) 翌会計年度の収支計画書
- (7) 法人代表へ提出した監事監査報告書の写し

（様式）

第9条 この規則で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	社会福祉法人設立計画概要	第2条
第2号様式	現況報告書	第4条及び第8条
第3号様式	社会福祉法人指導監査提出資料	第5条